



農業委員会だより

農業委員・農地利用最適化推進委員が決まりました

会長就任のご挨拶

このたびの任期満了に伴う農業委員の改選で、令和5年7月20日に開催されました臨時総会において10名の農業委員が任命され、皆様のご推挙をいただき農業委員会会長に就任いたしました。また、6名の農地利用最適化推進委員が委嘱され農業委員会組織の新たなスタートとなりました。

農業者の高齢化や担い手・後継者不足などにより農業者が減少し、地域の農地が利用されなくなることが懸念される中で農地の所有者や担い手の意向を把握しながら、国が進める「地域計画」を市と連携して策定に取り組み、農地利用の最適化を推進してまいります。

農家の皆様におかれましては、市川市の農業の発展のため、ご指導ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

市川市農業委員会 会長 石橋 弘嗣

農業委員

任期：令和5年7月20日～
令和8年7月19日



会長
石橋 弘嗣 委員



会長職務代理者
小川 治夫 委員



板橋 利行 委員



石井 宏 委員



小沢 伊知郎 委員



朝倉 一江 委員



太田 裕士 委員



山野 孝一 委員



岡崎 博一 委員



神澤 晶子 委員

農地等の利用の最適化（担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）の推進を担当します。



推進委員長
平田 秀行 委員



推進委員長職務代理者
大滝 與鷹 委員

農地利用最適化 推進委員

任期：令和5年7月20日～
令和8年7月19日



久保田 章 委員



富田 憲一 委員



皆川 佳広 委員



石井 悦史 委員

農地利用最適化推進委員の担当区域

担当区域	担当委員	区 域
第1	久保田 章	大町
第2	富田 憲一	大野町、南大野
第3	皆川 佳広	柏井町、奉免町
第4	石井 悦史	稲越、下貝塚、曾谷、北方町、宮久保、東菅野
第5	大滝 與鷹	国府台、国分、中国分、北国分、須和田、東国分、堀之内、真間
第6	平田 秀行	上記以外の区域

任期満了に伴い退任された委員のご紹介 (敬称略)

農業委員会会長 石 井 克 己

農業委員会会長職務代理者 石 井 利 和

農 業 委 員 石 田 まさ子

// 宇田川 忠 好

// 石 井 文 夫

農地利用最適化推進委員 岡 本 好 夫

// 石 井 玄 徳

長年にわたり委員活動ありがとうございました。

全国農業 新聞

経営に役立つヒントがいっぱい

発行日 毎週金曜日

購読料 月額700円

お申し込みは農業委員会事務局へ

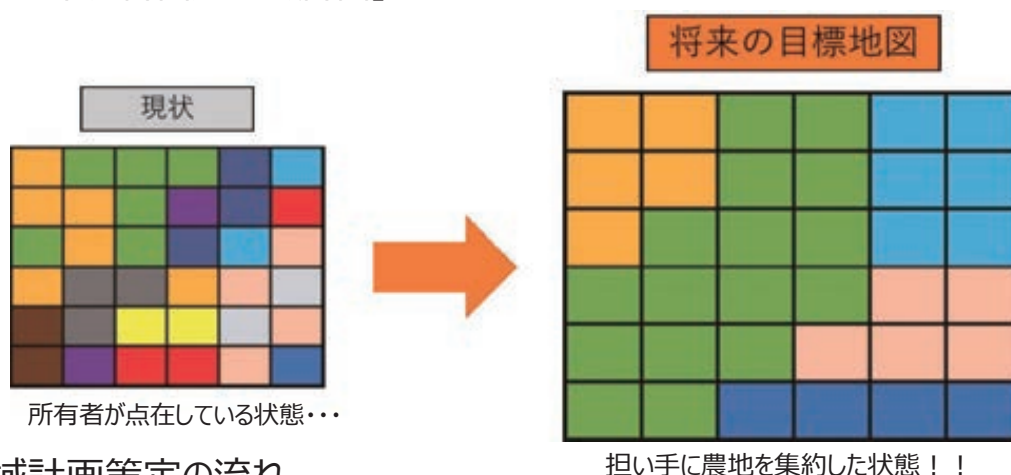
市川市では「地域計画」の策定を進めていきます

● 地域計画とは

市川市の農業は、農業従事者の高齢化や担い手不足などの課題があります。

市川市の農業を持続可能なものにするためには、地域ごとに農地の在り方を話し合い、将来の地域農業のあるべき姿を定めることが重要です。

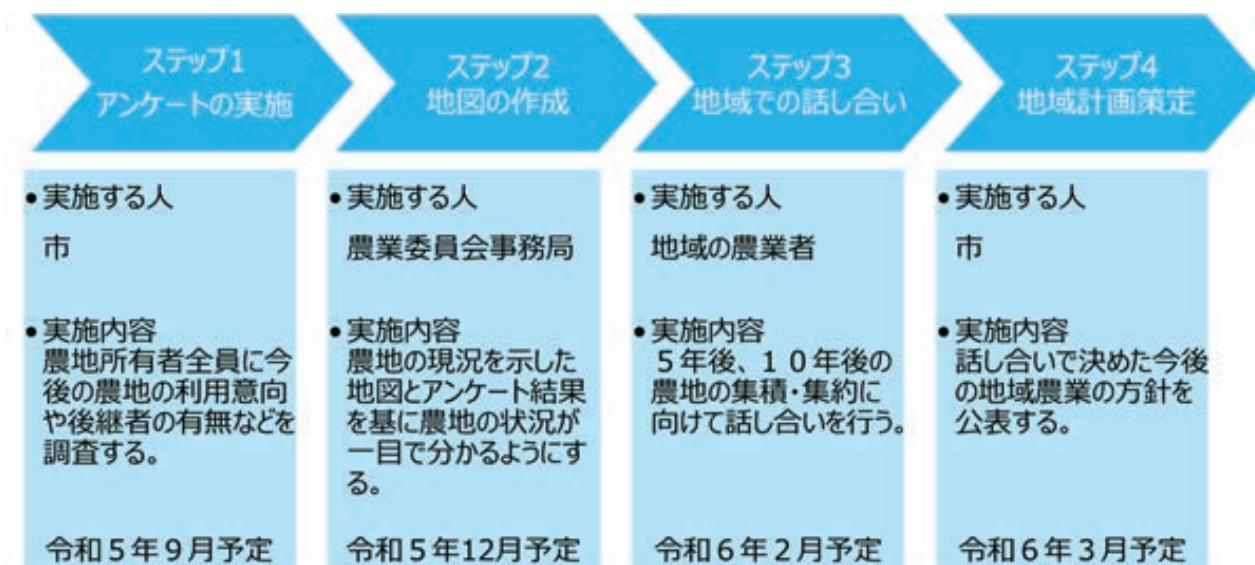
地域の話し合いの結果をまとめ、地域の10年後の農地利用の姿を目標地図に明確にした、農地の利用計画が「地域計画」です。



● 地域計画策定の流れ

市川市では、農業振興地域である大町・大野町地区から策定を進めていきます。

大町・大野町地区に農地を所有されている方には令和5年9月ごろに農地の利用意向調査を実施いたしますのでご協力をお願いいたします。



農地の賃借料情報

農地を賃貸または賃借するときの賃借料は、一般的には貸し手と借り手の話し合いによって決めますが、その目安として、農業委員会では農地法第52条の規定に基づき「実勢の賃借料情報」を提供しています。

令和4年1月から令和4年12月までに、締結（公告）された賃貸借における賃借料水準（10a）は、以下のとおりとなっています。

（年額）

農地の区分	平均額	最高額	最低額	データ数
田の部	18,500円	19,800円	18,100円	5
畑の部	33,100円	60,500円	13,000円	19
樹園地の部	49,900円	66,500円	18,500円	13

農地の所有状況調査

（農地の耕作状況等に関する申告）

提出期限は

9月20日(水)です。

この申告は農地の権利移動手続きや相続税の納税猶予の証明書発行などの根拠となる重要な調査ですので、必ず提出していただきますようお願いいたします。

郵送しました申告用紙は、内容を確認後期限までに同封の返信用封筒で農業委員会事務局まで提出してください。

- 少子高齢時代に強い積立方式・確定拠出型の年金です。
- 保険料は、自由に決めることができます。
- 終身年金で、80歳前に亡くなられた場合、死亡一時金があります。
- 税制面での優遇措置があります。
- 一定の要件を満たす農業者には保険料の国庫補助があります。

お問い合わせは、

J A いちかわ教育文化部または農業委員会事務局までご連絡ください。

J A いちかわ 047 (339) 2511

農業者年金に 加入しましょう

こんな方が加入できます。

- ①国民年金第1号被保険者
（国民年金保険料納付免者を除く）
- ②年間60日以上農業に従事
- ③20歳以上60歳未満
（国民年金任意加入者は65歳まで）

編集/発行 市川市農業委員会

〒272-0023

市川市南八幡2丁目20番2号

市川市役所第2庁舎 4階

電話047 (712) 5063

農業委員会だより編集委員

石橋 弘嗣 小川 治夫
板橋 利行 小沢 伊知郎

❖ 編集後記 ❖

今年も異常気象による暴風や洪水が日本の各地において大きな被害をもたらしました。被害にあわれた方々には心からお見舞い申し上げます。

まだまだ暑い日が続きますので、農作業の際には水分補給など熱中症対策を心がけて健康で夏を乗り切りましょう。